

令和4年度労働報酬下限額（委託・協定）の設定についての補足説明

1 公契約条例の規定

(1) 新宿区労働報酬下限額設定にあたっての考え方

根拠条文：新宿区公契約条例第8条第1項第2号

区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

業務委託契約及び協定：新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

当該各号に定める額

その他の事情

両方を勘案して定める

※どちらか一方を基準とするものではありません。

(2) 当該各号に定める額＝行政職給料表（二）1級19号給

$$\frac{(\text{月額 } 142,500 \text{ 円 (令和3年度と同額)} + \text{地域手当}) \times 12 \text{ 月}}{1875.5 \text{ (38時間45分} \times 52 \text{ 週} - 7 \text{ 時間45分} \times 18 \text{ 日 (休日))}}$$
$$= 205 \text{ 万 } 2,000 \text{ 円} / 1875.5 = 1,094.1$$

| | |
|--------|--------|
| 1時間あたり | 1,094円 |
|--------|--------|

(3) その他の事情

① 最低賃金額（東京都）

| 発効年月 | 令和元年10月 | 令和2年10月 | 令和3年10月 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 最低賃金額 (1時間あたり) | 1,013円 | 1,013円 | 1,041円 |
| 前年との差額 | +28円 | ±0円 | +28円 |

昨年度は据え置きだったが、今年度は**28円アップの1,041円**となった。

② 国の人事院勧告（妥結）

- ・特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4.32 月分を勘案し、支給割合を 0.15 月引き下げ（4.30 月）。
- ・月例給については、民間給与との較差（△19 円、△0.00%）が極めて小さいことから、改定を行わない。（据え置き）

③ 特別区人事委員会勧告（妥結）

- ・特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4.47 月分を勘案し、支給割合を 0.15 月引き下げ（4.45 月）。
- ・月例給については、民間給与との較差（△94 円、△0.02%）が僅少であり、公民の給与はおおむね均衡していることから、改定を行わない。（据え置き）

④ 東京都人事委員会勧告（妥結）

- ・特別給（期末手当・勤勉手当）については、民間支給割合 4.45 月分を勘案し、支給割合を 0.15 月引き下げ（4.45 月）。
- ・月例給については、民間給与との較差（△103 円、△0.03%）がかなり小さく、公民の給与はおおむね均衡している状況にあることから、改定を行わない（据え置き）。

⑤ 新宿区の労働報酬下限額（最低賃金水準額）の推移

| 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-------------------|----------|---------|---------|---------|
| 時間単価 (1 時間あたり) | 990 円 | 1,020 円 | 1,050 円 | 1,050 円 |
| 前年との差額 | +20 円 | +30 円 | +30 円 | ±0 円 |

2 新宿区の公契約条例のポイント

- ① 1,000 万円以上のすべての契約を対象としているため、他区に比べて対象件数が多い。（資料 1-1 参照。千代田区の 6.58 倍、渋谷区の 8.2 倍）

このため、受注している事業者には中小企業も多く存在します。労働報酬下限額を大幅に引き上げることは、これらの中小企業の経営に影響を及ぼす可能性があります。

- ② 新宿区は、昨年度労働報酬下限額を据え置きましたが、昨年度引き上げた区は、今年度据え置きとしたり、小幅な引き上げとなる傾向があるようです。このまま他区と金額の差が開いていくようなことは、ないものと考えています。

③ 区の業務委託の発注に当たっては、市場価格なども調査して、業務に必要な経費を積算しています。令和2年度の労働環境確認報告書によれば、令和2年度の契約ごとに支払われた最も低い報酬額は、329件の契約・協定の平均金額で1,248円です。(下表参照)

これは、労働報酬下限額が区の発注する業務委託等の標準的な報酬額ではなく、あくまで下限額であることをよく表しています。

| 令和2年度委託契約及び協定における労働報酬下限額 | | | | | |
|--------------------------|-----|---------|-----|--------|-------|
| 1時間あたりの下限額 | | | 件数 | 割合 | |
| 1050 | 円 | | 136 | 41.3% | |
| 1051 | 円以上 | 1100円以下 | 44 | 13.4% | |
| 1101 | 円以上 | 1200円以下 | 29 | 8.8% | |
| 1201 | 円以上 | 1300円以下 | 30 | 9.1% | |
| 1301 | 円以上 | 1400円以下 | 16 | 4.9% | |
| 1401 | 円以上 | 1500円以下 | 33 | 10.0% | |
| 1501 | 円以上 | 1600円以下 | 12 | 3.6% | |
| 1601 | 円以上 | 1700円以下 | 5 | 1.5% | |
| 1701 | 円以上 | 1800円以下 | 4 | 1.2% | |
| 1801 | 円以上 | 1900円以下 | 3 | 0.9% | |
| 1901 | 円以上 | 2000円以下 | 9 | 2.7% | |
| 2001 | 円以上 | | 8 | 2.4% | |
| 計 | | | 329 | 100.0% | 1,248 |

3 令和4年度労働報酬下限額 事務局案

令和4年度の新宿区労働報酬下限額 ⇒ 1,080円

このような状況から、令和4年度の労働報酬下限額は、東京都最低賃金額より39円高い、1,080円とする考え方があります。

令和3年度の労働報酬下限額から、30円、2.86%のアップとなります。

国が行う賃上げを促すための税制優遇、いわゆる賃上げ税制においては、給与支給額を前年度比2.5%以上増やすことで法人税の税額控除が受けられますが、これを上回るアップ率となります。

複数の委員から令和4年度の労働報酬下限額を1,100円とすべきとのご意見があることは承知していますが、条例の基本方針である「区内事業者の公契約受注機会の確保」という視点から、令和3年度から一気に50円上げるのではなく、段階を踏んで上げていければと考えています。

公契約条例制定自治体における業務委託契約及び指定管理協定の労働報酬下限額等

| 自治体名 | 労働報酬 下限額※1 | 条例適用対象となる契約等 | | | | 対象件数※2 |
|------|---------------|------------------|--|-----------|-------------------|------------------------------------|
| | | 業務委託契約 | | 指定管理協定 | | |
| | | 金額 | 範囲 | 金額 | 範囲 | |
| 千代田区 | 1,095円 | 2,000万円以上 | ・施設管理 ・給食調理 ・警備 ・車両運行 ・清掃 ・廃棄物等回収 ・窓口、管理業務 | 全て | 全て | 50件 (委託42件) (協定8件) |
| 新宿区 | 1,050円 | 1,000万円以上 | 全て | 全て | 全て | 329件 (委託259件) (協定70件) |
| 目黒区 | 1,080円 | 1,000万円以上 | ・施設総合管理 ・給食調理 | 全て | 規則で定める 施設に係る協定 | 33件 (委託21件) (協定12件) |
| 世田谷区 | 1,130円 | 2,000万円以上 | 全て | 2,000万円以上 | 全て | 450件 (委託415件) (協定35件) |
| 渋谷区 | 1,122円 | 1,000万円以上 | ・清掃 ・保育施設運営 ・給食調理 | 全て | 規則で定める 施設に係る協定 | 40件 (委託39件) (協定1件) |
| 杉並区 | 1,083円 | 1,000万円以上 | ・建物清掃 ・施設総合管理 ・学校用務 ・警備、受付 ・公園清掃 ・給食調理 | 全て | 全て | 165件 (委託165件) (協定0件) |
| 足立区 | 1,094円 | 9,000万円以上 | ・設備、機器の 運転又は管理 ・電話交換 ・受付、案内 | 全て | 規則で定める 施設に係る協定 | 18件 (委託9件) (協定9件) |
| 江戸川区 | 1,050円 | 4,000万円以上 | 全て | 全て | 全て | 0件 (委託0件) (協定0件) |

※1…令和3年度における下限額。職種別下限額を設定している場合は最も安いもの

※2…令和2年度における件数

- ・杉並区は令和2年8月1日施行のため、令和3年4月から10月までの件数。
指定管理は条例施行日以前に公募したものは対象外にしているため、0件となっている。
- ・参考：新宿区は令和3年4月から10月まで**369件（委託275件、指定管理94件）**
- ・江戸川区は令和3年10月1日施行のため0件